

平成16（2004）年10月13日 決算審査特別委員会

No.76 灰垣委員

大きくは5点、ご質問させていただきます。今、岡田委員からスイミングの件があり、重複する部分は省いて質問させていただきたいと思います。

まずは、保育の関係で、民間保育所一時的保育事業に関連してきます。乳幼児健康支援一時預かり事業、この2つについて最初にお伺いいたします。民間保育所一時的保育事業というのは、保護者の就労形態の多様化等によって、本来的な入所要件を満たさない一時的な保育を必要とする児童、もしくは保護者の傷病等によって、緊急かつ短期間の保育を必要とする児童に対して行われている事業と認識しております。最初なんですけれども、対象園が22か所あります。15年度で実施されたのは15か所ということで、随分余裕があると感じるんですけれども、まず1問目は、さらなるニーズはないのかということに対してお伺いいたします。

2点目は、今申しましたように、15年で15か所実施されているわけなんですけれども、受け入れの枠はどうなっているのかをお尋ねいたします。この事業評価の評価表によりますと、待機児童の保育を補完する機能も果たしていると書かれております。

また、15年度の入所児童数が1万4,320人ということで、これは延べ人数だと思うんですけれども、実数を、本来の入所要件を満たさないということで入所している児童と、待機児童の保育目的と分けていただいて、数字をお示しいただきたいと思います。この件に関しては3点お伺いいたします。

そして、乳幼児健康支援一時預かり事業は、病気回復期にある児童で、集団保育ができない児童の保育の場を、希望する保護者に対して行われている事業。病後児保育のために行われている事業と思います。これが15年は1か所だけです。1か所ということに対して、意味があるのかなという気がするんですけれども、ここに対してもさらなるニーズはないのか。これだけを第1問目でお伺いいたします。

No.77 興石保育課長

ただいまのご質問でございます。まず、民間保育所における一時保育的事業に関する数点のご質問でございますけれども、初めに、昨年15年度におきましては、民間園22園のうち15園で一時保育をやっていたと。このことについて、さらなるニーズはどうかというご質問でございますが、一時保育事業につきましては、民間保育園のご協力を得て実施しております。私どもとしては、一時保育事業について、現在、実施していない民間保育園の方々にもご協力を呼びかけていくという立場でございます。ちなみに、16年度につきましては、開設されました新設園におかれましては実施の方向ということでございますので、16年度に関しては、1園現実にはふえております。そういった形の中で、今後も民間園の皆様方にご協力を呼びかけていきたいと考えてございます。

また、受け入れの枠というお話でございますが、受け入れ枠という形では、きちっとした定員というようなことでは定めているわけではございません。それぞれ通常保育を実施なさっておられますが、そうした中で、民間園が判断なさって、可能な範囲で受け入れをしていただいているということでございます。

それから、待機児童を補完する機能も持ち合わせているのかというご質問でございますが、基本的に通常保育と一時保育が持っております趣旨というのは違いがございます。そうした意味で、通常保育の中で待機児童が多く出ている現状の中で、現実的に一時保育事業の中でありまして、就労形態によりまして断続的な保育に欠ける場合ということで受け入れする非典型的保育サービスというのがございますが、こうしたものを利用なさっている方々が現実的にはいらっしゃるかと思います。しかしながら、この点につきましては、通常保育等の待機児の解消というものを目指す中で考えていくべきことかと考えておまして、一時保育については、本来の趣旨にのっとった形で運営されていくのを目指してまいりたいと考えております。

あわせて、その中で、ご質問の入所児童数が1万4,320人のうちの待機児としてカウントできる人数は何人いるかというご質問でございましたが、今申し上げましたように、一時保育と通常保育とは基本的に趣旨が違ってまいりますので、その分に関しましては、統計上、数値としてカウントはしておりません。また、一時保育につきましては、民間園がそれぞれ保護者の方と契約なさってまいりますので、私どもとしてはその報告という形では受けていきますけれども、今申し上げました待機児童ということでのカウントということは、現実にはしておりませんので、その点につきましてはご理解をお願いしたいと思います。

その次に、乳幼児健康支援、いわゆる病後児保育に関してのご質問で、1か所での実施ということでございます。この点に関してましては、ご案内のように、これは平成13年度に取り組みまして、13年度末から実施に移してまいった事業でございます。現実には1か所において実施をしているわけでございます。当初、これらにつきまして、民間保育園の全保護者の方々にお知らせをして、スタートをしたところでございますけれども、14年度は現実には13人、15年度には23人の利用という形になっております。そうした中で、15年度につきましては、さらに制度の趣旨や内容を保護者に周知する取り組みと同時に、年齢の幅につきましても1歳から6か月まで、あるいは対象とする感染症等の範囲についても緩和をするという形の中で、さらにそうした改正分につきまして、全保育所等にお知らせをしていき、啓発をしたところでございます。そうした中で、若干、利用者がふえている、あるいは登録者がふえているという現状がございます。

このことにつきましては、私どもは、まず病後児保育の制度というものは、病気回復期における児童を預かってほしいというニーズがあろうかと思いますが、その安心を求めて、制度の定着化ということを図りたいということで取り組んできているところでございます。したがって、今、1か所ではございますが、ここでの制度の定着化というのをまず目指した中で、今後のニーズについては注視していきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

No.78 灰垣委員

一時的保育の事業の方ですけれども、ニーズはあると今のお答えはとれると思います。16年度で1か所ふえる。これは、民間保育所が、例えば行政の方から問いかけて、一時的保育をやってくれないかと声をかけて、返ってきたのが16件ということなんでしょうか。今のお話を聞いている限りでは、ニーズはあるように私はとれたんですけれども、それをまたお答えいただきたいと思います。

待機児童という、事業報告書にはそのように書いてあるということで、私もお話しさせてもらったんですけども、多くの待機児童がいる中で、広報も取り入れながら、待機児童の減少に努めていただけたらと思っております。だから、一時的保育という形をつくってしまわずに、その中で緩和した考え方を持っていただきたいと思っておりますので、その点、またよろしく願いいたします。

それから、乳幼児の健康一時預かりですけども、周知、啓発をしてという、これは北の方だと思うんですけども、1か所行われている、その地域のみ周知、啓発をされたのかということをお聞きします。この2点です。

No.79 奥石保育課長

まず、一時保育に関するご質問でございます。一つにつきましては、民間保育園に行政の方から声をかけてお願いをしてきた経過があるかどうかというご質問だったかと思っております。この点につきましては、通常保育以外に特別保育事業というものが幾つかございます。これらは多様な保育ニーズに対応するために、いろいろな制度の中で実施されているものです。これらについては、民間保育園の方々が、やはり選択権を持っていると理解しております。ただ、全体のニーズとかいうこともございますので、民間保育園の園長会とかに出向きました折に、いろいろなご意見も聴取した中で、ご案内も、選択もしていただいていると考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、一時保育事業につきまして、待機児解消に向けた一つの方策として、そういうことも考えてはどうかというご質問だったかと思っております。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、現状の中で一時保育というものに、待機児の方々に利用なさっている方が、現実的にはいらっしゃることはあるかと存じますが、先ほども申し上げましたように、基本的には一時保育事業というものは趣旨の違う形で、これも国が一定の要綱を持ちながら実施しているものでございます。こうした趣旨にのっとり実施をしておりますので、その点につきましてもご理解を賜りたいと思っております。

それから、病後児に関しまして、今1か所ある、その地域への周知を図ったのかということでございますが、これにつきましては市内全域にわたりまして、公立、民間を含めまして、各保育所、あるいは簡易保育所等々につきましてもご案内を改めて差し上げたところでございます。そうした結果、現状では登録者の数もふえてきているのかと理解をしているところでございます。よろしく願いいたします。

No.80 灰垣委員

乳幼児の一時預かりの方ですけども、どうしても1か所ということであれば、そういったニーズがあっても、距離的に利便性の面から非常に難しいと思っております。さらに高槻市全体を見きわめて、この件も考えていただきたいと要望しておきます。

民間保育所一時的保育の方ですけども、民間保育所に限っているということなんですか。公立に関しては全く考えていらっしゃらないということでしょうか、お伺いします。

No.81 奥石保育課長

民間保育所と公立保育所ということでございますけれども、現実、公立保育所では実施しておりません。ただ、一時保育の内容でございますが、これもいろいろ条件等々が現実にはございます。先ほども申し上げましたように、通常保育をする中で、それ以外の一時的な断続的な就労条件をお持ちの方々に対する保育サービス、あるいは病気とか介護とかいったことが出てきたことによって、臨時的、急に保育をしてほしいという要望。あるいは、子育てに不安、私的な理由によってどうしても子育てをする時間がないという、私的理由による、3つの要件に沿った形で実施する内容のものでございます。

ただ、これにつきましては、当然ながら、原則的にはそういった一時保育室というものが設けられて行われるのが、基本的には望ましいという前提がございます。ただし、今、申し上げましたそれだけの部屋をとることが不可能な場合につきましては、通常保育の中で一緒に受けていただくことも可能であるという国の考え方がございます。

そういったことの中で、一定、通常保育の範囲の中で、余裕が見合う中で実施をしていくものとなっておりますので、民間保育園の面積比、あるいは通常保育との運営の中で、お考えをいただいているということでございます。また、公立の場合におきましては、そうした一定の面積要件であるとかに関しまして、従来からご案内申し上げているかと思いますが、そこら辺の要件として非常に難しい要素があるということ等もありまして、民間保育園の方でお願いをしているということでございます。

No.82 灰垣委員

公立でも受け入れは可能であるという答弁だったと思いますけれども、スペースとかをかんがみできないという判断のように聞こえましたが、そこまでしっかり調査をされたかという疑問があります。これだけ待機児童が、少子化にもかかわらず、現状非常にふえている中で、当然、そういった仕組みの中でいろいろと困難な難しいこともあると思うんですけれども、待機児童を減らすという一つの視点に立って、こういったこともどんどん考えていっていただきたいと思います。要望しておきますので、どうかよろしく願いいたします。

3つ目になりますけれども、児童虐待防止連絡会議についてお伺いいたします。

子どもや家庭を取り巻く環境がすごく変化しております。また、親の子育ての不安というのも非常に増大して、いろんな形で不安の著しい社会になっています。その中での虐待というのが非常に深刻な社会問題になっております。まず、児童虐待防止連絡会議は昨年1回開かれていますね。それから、連絡調整会議というものが5回。ケース会議が5回。この中身を教えてくださいたいと思います。これが1点目です。

2点目は、組織の中にも当然入っておりますけれども、吹田の子ども家庭センターへの本市の虐待相談の件数、また内容を、この2点に対してお伺いします。お願いします。

No.83 寺本児童福祉課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、児童虐待防止連絡会議の中身についてのお尋ねでございます。平成15年度における状況で

は、まず連絡会議におきましては、事業計画、事業方針などをこの会議で決定させていただいております。また、連絡調整会議におきましては、実務者によります会議でございまして、個々の事業の検討、例えば啓発用のリーフレットの内容等について検討をいただいております。また、ケース会議でございましてけれども、これは個々のケースの今後の処遇、また対応につきまして検討をいただいております。

次に、吹田子ども家庭センターが取り扱った本市の虐待の件数、内容などについてのお尋ねだっと思っておりますけれども、吹田子ども家庭センターの調べでございましてけれども、件数は113件で、虐待の種類別では、身体的虐待が51件、ネグレクト、これは育児放棄でございましてけれども47件。性的、心理的なもののおの6件。身体、ネグレクト、両方を伴っていたものが3件と聞いてございます。

No.84 灰垣委員

113件は15年度1年間ですね。

No.85 寺本児童福祉課長

15年度1年間で113件でございます。

No.86 灰垣委員

ちょっと私もびっくりしました。非常に深刻な問題になってきているんだと、改めて思いました。本年4月14日ですけれども、国会で議員立法によって、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律というのが全会一致で可決成立ということで、国としての虐待防止に向けた明確な姿勢が示されました。施行が10月1日ということですので、まだそのことに関しては質問にまだ至らないと思っておりますが、改正された主な内容をお聞かせいただきたいと思っております。これが1点目。

虐待防止という、防止のためには早期発見が非常に重要になってくると思うんですけれども、連絡会議の中で、学校や保育所関係も入っていますし、民生委員や児童委員という人たちも入っていらっしゃいます。そういった連携をもって取り組む必要があると思うんですけれども、その辺もどうお考えかお聞かせください。

3つ目は、7月13日の毎日新聞ですけれども、子どもを一時保護する必要があるほど深刻な児童虐待があった場合でも、虐待者の4割が、虐待はなかったという認識であると書かれています。そのうち1割は行為そのものを否定したという。非常に根の深い問題ですけれども、こういう報道があったという、この内容について本市としてどのように考えていらっしゃるか、この3点をお伺いいたします。

No.87 寺本児童福祉課長

ただいまの3点にわたりますご質問にお答えいたします。

まず、児童福祉法の主な改正内容についてのお尋ねでございまして、児童虐待の定義の見直しがされ

ております。また、国及び地方公共団体の責務が明確化されております。次に、通告を受けた場合の措置としての市の安全確認努力等が言われております。そして、委員からもございましたように、本年10月1日より施行されております。今後につきまして、私どもといたしましては、改正法の内容を十分踏まえる中で、吹田子ども家庭センターはもとより、連絡会議、構成委員間での連携を一層強める中で、虐待防止、早期発見、対応に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、関係機関の連携ということのお尋ねだったかと思いますが、検討会議、情報交換、見守り、啓発などを通して、協力関係に一層努める中で今後とも連携を十分図って、虐待防止、早期発見、対応に努めてまいります。

もう1点、最後に新聞報道に関してのお尋ねでございますけれども、これにつきましては育児相談や事例研究、研修などを通じまして、虐待について保護者、親御さんや関係者の意識、また認識を一層深めていただくのが必要かと考えておりまして、今後、こういった面に努力していきたいと考えております。

No.88 灰垣委員

今、新聞報道に対してのお話もありましたけれども、まず指導の立場に回る人たちの意識変革が一番必要かなと思います。

資料を参考にお話をしますが、7月15日の東京新聞の記事ですけれども、乳幼児健診に子どもを連れていけない母親の約3割、34%らしいですが、うつ病で児童虐待を起こす危険性が高い。これは北九州と東大の協力のチームで、こういったことがわかったということです。乳幼児健診に行かない母親は、産後うつになっている人が多いと考えられると。保健師が訪問するなど、行政が支援する体制が必要だと結論づけています。

これは茨木ですけれども、同じような内容なんです。茨木は、就学前に健診をされるようです。そのときに最終的にそこまで来られなかった人に対して、市職員とともに子ども家庭サポーターと呼ぶ人を、来られなかった人たちに派遣し、支援の事業を実施しているようです。こういったことも踏まえて、早期発見、予防を、虐待の問題に対して、本市が率先して取り組んでいただけるように、これもお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

あと2点。1点は、「ことぶき号」の目的は、閉じこもりがちになるという高齢者の外出機会をつくって、見聞を広めるように日帰り旅行の便宜を図るとうたっています。要綱が2つあるんです。1つは、老人クラブの会員の方に向けての要綱と、老人クラブの結成の条件を満たすことはできないということで、老人クラブ加入ができない、連合会に加入ができない人たちと、貸し出しの要綱が2種類あります。「ことぶき号」も2台ありまして、15年度には貸し出しの回数が1号車、2号車と言っているようですが、1号車が125回、2号車が143回とお聞きしています。

最初の質問なんですけれども、年間利用可能回数に対しての稼働率を教えてください。2問目は、利用している老人クラブの団体の利用率は年間どうなのか。3点目が、14年度に対して、やはり利用回数が減っています。どのように認識されているかということ。また、利用率を高める工夫というのをされているのかどうか。この3点をお伺いいたします。

No.89 隈部高齢福祉課長

「ことぶき号」の運行にかかわる3点のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の稼働率でございますが、「ことぶき号」につきましては、365日、稼働が可能でございますので、稼働率は36.7%でございます。

2点目の、利用している老人クラブ団体の利用率でございますが、87.8%でございます。利用回数を高める工夫でございますが、この事業の目的を、市老人クラブ連合会の役員会等で周知させていただきますとともに、年2回、それぞれの単位老人クラブの会長様に「ことぶき号」運行事業のご案内を差し上げて、事業の周知に努めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

No.90 灰垣委員

稼働率は36.7%ということは、非常に低いことになるんじゃないかと思えます。先ほど言いましたけれども、年間268回の利用回数になりますね。老人クラブの利用率が高い割には稼働率が低いということは、事業の運営の目的の中に、老人クラブ団体の育成というのがうたわれているわけですが、これは当然、否定するものでもなくて、先ほどお話がありましたけれども、大いに育成していただきたいと思うんですけれども、「ことぶき号」を老人クラブもしくは個人というふうに、先ほど言いました条件を満たさない人というのがありますけれども、ほかの団体にも貸し出しを考えてみてはどうかと思うんです。稼働率を上げるためにやるんじゃないですけど、高齢者の方がそういった機会を得るということは非常に重要なことだと思いますので、これをまずお願いしたいと思えます。例えば、ほかの団体を言いますと、趣味の団体とか、ボランティアの団体もありますよね。いろんな団体がございます。老人クラブに限りません。そういう意味で、お願いしたいと思えます。

それからもう一つ。これも要望ですけども、年1回の利用しかできないと、1人1回という形になっているんですね。団体も1団体に1回と。これも考え直す必要があるんじゃないかと思うんです。それだけの稼働率が低いんですから、当然、もっと間口を広げて、2回も貸しますよということになれば、応募の方もふえると思います。そのときには、当然、1回も利用されていない方を優先させて、2回目の方はそのときには遠慮してもらいますけれども、次の機会にという形で、さらに稼働率を上げるというか、有効に「ことぶき号」を使用していただけのように、効率的に使っていただけるような考えはお持ちでしょうか。これは要望じゃなく、お聞きします。ほかの団体にも間口を広げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。2点目は、2回以上の利用も可能になるように、考えてみたらいかがでしょうか。2点、お願いいたします。

No.91 隈部高齢福祉課長

ただいまお尋ねのございました2点に対しまして、お答え申し上げます。

現在、原則といたしまして、他団体やサークルには貸し出しを行っておりません。「ことぶき号」の有効利用ということで、利用件数の少ない月も確かにございますので、事業の目的を踏まえ、高齢者のサ

ービスの低下を招かない中で、利用拡大について研究してまいりたく考えます。

次に、利用回数拡大のお尋ねでございますが、老人クラブの利用につきましては、春、秋の行楽シーズンに集中しておりますが、1回の利用で、一定、ご要望におこたえできていると考えております。また、未加入者につきましては希望者が多く、2回目のご利用をご遠慮いただいている状況でございます。いずれにいたしましても、稼働率のアップに努めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

No.92 灰垣委員

老人クラブの利用に限られているような言い方になっていましたけれども、そうじゃないと思うんですが、未加入者についても希望者が多いということです。間口を広げれば、実態を見ますと、当然、季節のいいときで、5月、9月、10月、11月と回数が多いんですけども、日本には四季がありますから、春と秋に限るわけじゃありませんので、そういったことも含めて考えながら、風景も変わるわけですから、広く2回目以上もお考えいただきたいと要望しておきますので、よろしく願いいたします。

最後に、先ほど岡田委員からもお話がありましたので、重複する分は避けていきたいと思えます。スイミング教室の件なんですけれども、業務委託をされていますね。この業務委託されている中で、委託仕様書を見ますと、契約書では1教室、全8回で8時間、これで委託料が21万円。これは前島も番田も同じですね。しかし、スタッフの数が違うんです。前島に関しましては、今言いましたように、教室の内容は、これで見ると一緒だと思うんですけども、前島には4人、番田には3人です。インストラクターという形になっています。この違いはなぜ起こっているのか、教えていただけますか。

No.93 隈部高齢福祉課長

高齢者スイミング教室にかかわるお尋ねにお答え申し上げます。

前島のスタッフの数と番田のスタッフの数が1名違う理由でございますが、前島が1名多うございますのは、前島におきましては、先ほど岡田委員のご質問の折にお答えさせていただきましたように、平成14年度から一部の教室で、初歩の泳法の習得をプログラムの中に入れておりますので、そのためのインストラクター1名を前島に配置していただいておりますので、1名の増となっているところでございます。

No.94 灰垣委員

これは同じ委託料の21万円です。それで人数が違うという。3人で21万円ということと、4人で21万円という、何かバランスが悪いような気がするんですけども。もともと3人のところで、途中から初歩の泳法云々というのを取り入れることによって4人になったんでしょうか。それをお聞かせください。

No.95 隈部高齢福祉課長

ただいま灰垣委員がおっしゃったとおりでございます。当初3名ずつのスタッフでやっております、平成14年度より、今申しあげました初歩の泳法を導入するときに、1人契約の中に盛り込ませていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

No.96 灰垣委員

委託先が違いますね。

先ほど、減少する理由を3つほど上げられましたね、岡田委員のときにおっしゃったように。閑散期の開催であるとか、利用は1回であるとか、おもしろみに欠けるとか。最初の閑散期って、番田なんて毎日閑散期になっているように思うんですけれども。それは別としまして、目的があいまいだと思うんです。確かに高齢者の方の事業評価の中に載っています。9月の議会で私も質問させていただきましたけれども、この事務事業の目的の中に、身体機能を維持し、腰痛や関節症の予防改善をし、健康を増進させるという目的もうたわれているんです。これを議会のご答弁にもありましたけれども、何か効果は出ているのかというと、アンケートをとったら、楽しいということがあるという、そういうお答えでした。実際に介護予防の拠点と提案をしましたが、そういったことも考えていくべきでないかと、改めてこれを見て思った次第です。

これも最後、要望ですけれども、有効利用を考えて、介護予防拠点としての位置づけを、もう一度、プールも含めて、とりあえずプールに関してお願いしたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。